

【避難確保計画の作成方法（県様式）】

洪水時の避難確保計画
【対象施設：○○○○】

作成：令和○年○月○日

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を○○市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用するものとする。

【施設の状況】

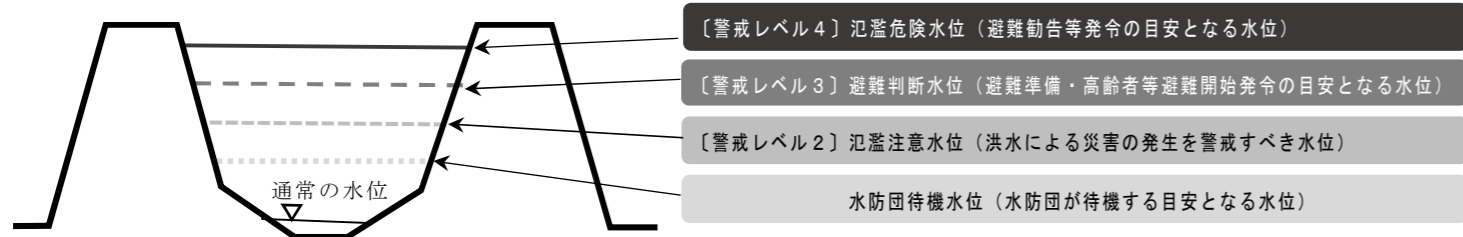
昼間・夜間	利用者		施設職員		休日
	昼間：○○名	夜間：○○名	昼間：○○名	夜間：○○名	
					利用者 休日：○○名 施設職員 休日：○○名

4 防災体制

防災体制確立の判断時期及び役割分担は下表のとおりとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル2】 [警報・注意報]洪水注意報発表 [洪水予報]△△川(○○観測所)氾濫注意情報発表※ [水位到達情報]△△川(○○観測所)氾濫注意水位到達※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル3】 [避難勧告等]避難準備・高齢者等避難開始の発令 [警報・注意報]洪水警報発表 [洪水予報]△△川(○○観測所)氾濫警戒情報発表※ [水位到達情報]△△川(○○観測所)避難判断水位到達※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		入院(所)者家族への事前連絡	情報収集伝達要員
		外来診療中止の掲示	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル4】 [避難勧告等]避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 [洪水予報]△△川(○○観測所)氾濫危険情報発表※ [水位到達情報]△△川(△△観測所)氾濫危険水位到達※	周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導(避難準備・高齢者等避難開始発令時)	情報収集伝達要員 避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※対象河川が複数の場合は各々記入すること。

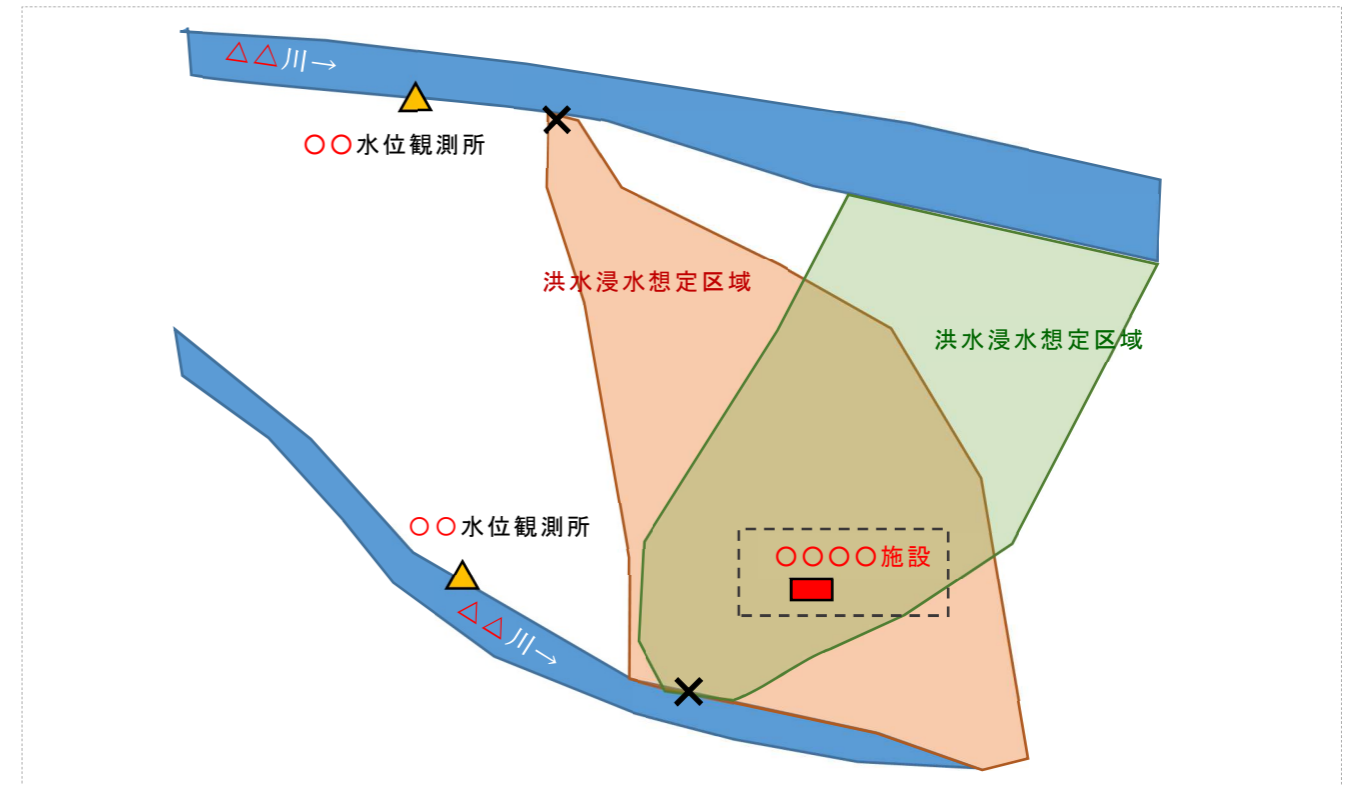


○ 計画様式の電子データ（Word形式）は、「熊本県 要配慮者」で検索し、入手ください。
「洪水時における要配慮者利用施設の避難確保計画について/熊本県」
※ 熊本県が作成した計画様式は、国土交通省の様式を基に記入内容をコンパクトにしたものです。

貴施設名称を記載してください

- 「△△川」は、貴施設の浸水想定に関する河川名を記入してください。
・貴施設の浸水想定に関する河川は、「記載の手引き 別紙2：浸水想定区域の確認方法」を参考に記入してください。
・貴施設の浸水想定に関する河川は、複数ある場合がありますのでご注意ください。※1
- 「○○観測所」は、水位観測所一覧「記載の手引き 別紙3：河川の水位観測所一覧」から、関係する（最寄りの）観測局名を記入してください。
- 貴施設の浸水想定に関する河川が複数ある場合は、「△△川」「○○観測所」は複数記入する必要があります。※1

※1 施設の浸水想定に関する河川が2つのある場合



・河川の水位は、熊本県統合型防災情報システム等で確認できます。
(熊本県統合型防災情報システム等については、「記載の手引き・別紙3」を参照してください。)

防災体制を担う組織は下表のとおりとする。

管理権限者(○○○○) (代行者 ○○○○)

	役職及び氏名	役割
情報収集 伝達要員	班長:(役職) ○○○○	・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集及び記録
	班員:(役職) ○○○○	・避難誘導要員に必要事項を報告・伝達
	班員:(役職) ○○○○	・館内放送等による避難の呼び掛け
	...	・関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	班長:(役職) ○○○○	・避難誘導の実施
	班員:(役職) ○○○○	・未避難者、要救助者の確認
	班員:(役職) ○○○○	・避難器具の設定や操作
	...	

・「役割及び氏名」の班員は、必要な人員を列記してください。

5 情報収集・伝達

情報収集・伝達は、下表のとおりとする。

主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（熊本気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
洪水予報、水位到達情報	市町村役場等、テレビ、ラジオ、インターネット（国土交通省「川の防災情報」、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示（緊急）	市町村役場等、テレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、メール（熊本県防災情報メール）

・「収集方法」については、例として記載していますので、防災無線やその他の方法も活用可能であれば追記、または削除してください。
 ・その他、市町村防災担当部局からの情報伝達が受けられる場合は、追記してください。
 ・「熊本県防災情報メール」に登録されると、気象情報や河川の水位情報がメールで配信されますのでご利用ください。

・水位情報のインターネットのうち、菊池川、白川、緑川、球磨川については国土交通省の「川の防災情報」により、その他の水位周知河川は熊本県統合型防災情報システムにより水位情報を入手することが可能です。

情報伝達の内容・報告先等

報告する情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	情報収集伝達要員	電話・FAX	市町村役場（防災担当）、消防等
避難開始・完了等	避難誘導要員	館内放送	利用者等
		口頭	市町村役場（防災担当、福祉担当等）、消防等、要配慮者家族等
		電話・FAX	

・被害情報については、市町村役場や消防等関係機関へ連絡してください。

・市町村への連絡については、市町村ごとに取扱いが異なる場合があるため、避難開始等連絡が必要かどうかについてはあらかじめ、市町村（防災担当部局や施設所管部局）に確認した上で記載してください。

・避難開始、完了の際は、利用者、要配慮者の家族に対し連絡することが望ましい。

6 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	○○○○	(○○) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集伝達及び避難誘導等の際に使用する資器材等については下表のとおりとする。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、施設利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架 【施設内の一時避難】水、食料、寝具、防寒具 【高齢者、乳幼児】おむつ、おしりふき、おやつ、おんぶひも 【障害者】常備薬 【その他】カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）、ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル

8 防災教育及び訓練の実施

- 年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 避難を円滑かつ迅速に確保するために、この訓練の実施により改善すべき点等が生じた場合は、本計画を適宜修正する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった全職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を〇〇市町村長へ報告する。

・避難場所は施設利用者の状況に応じて適切に選定、記入してください。
・市町村のハザードマップ等を基に近くの避難所を確認してください。

・車での避難は渋滞や道路の冠水等が避難の支障となるため、避難時は市町村との情報交換を行ってください。

・避難場所については、原則として、洪水ハザードマップ等に記載されている最寄りの指定緊急避難場所を記載するものとしませんが、移動が困難な要配慮者は、移動に伴うリスクが高ことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう検討のうえ、記載してください。

・上記、屋内安全確保する場合は、次のように記載してください。
〈記載例1〉「本施設〇棟の〇階へ避難し、屋内安全確保を図る。」
〈記載例2〉「近くの〇〇施設の〇階へ避難し、屋内安全確保を図る。」

・「使用する設備又は資器材」については、例として記載していますので、避難に必要なものを検討したうえで追記、または削除してください。

・「9 自衛水防組織の業務に関する事項」については例として記載しています。
・自衛水防組織の設置は任意ですので、設置する場合は記入してください。
・自衛水防組織を設置しない場合は、削除してください。

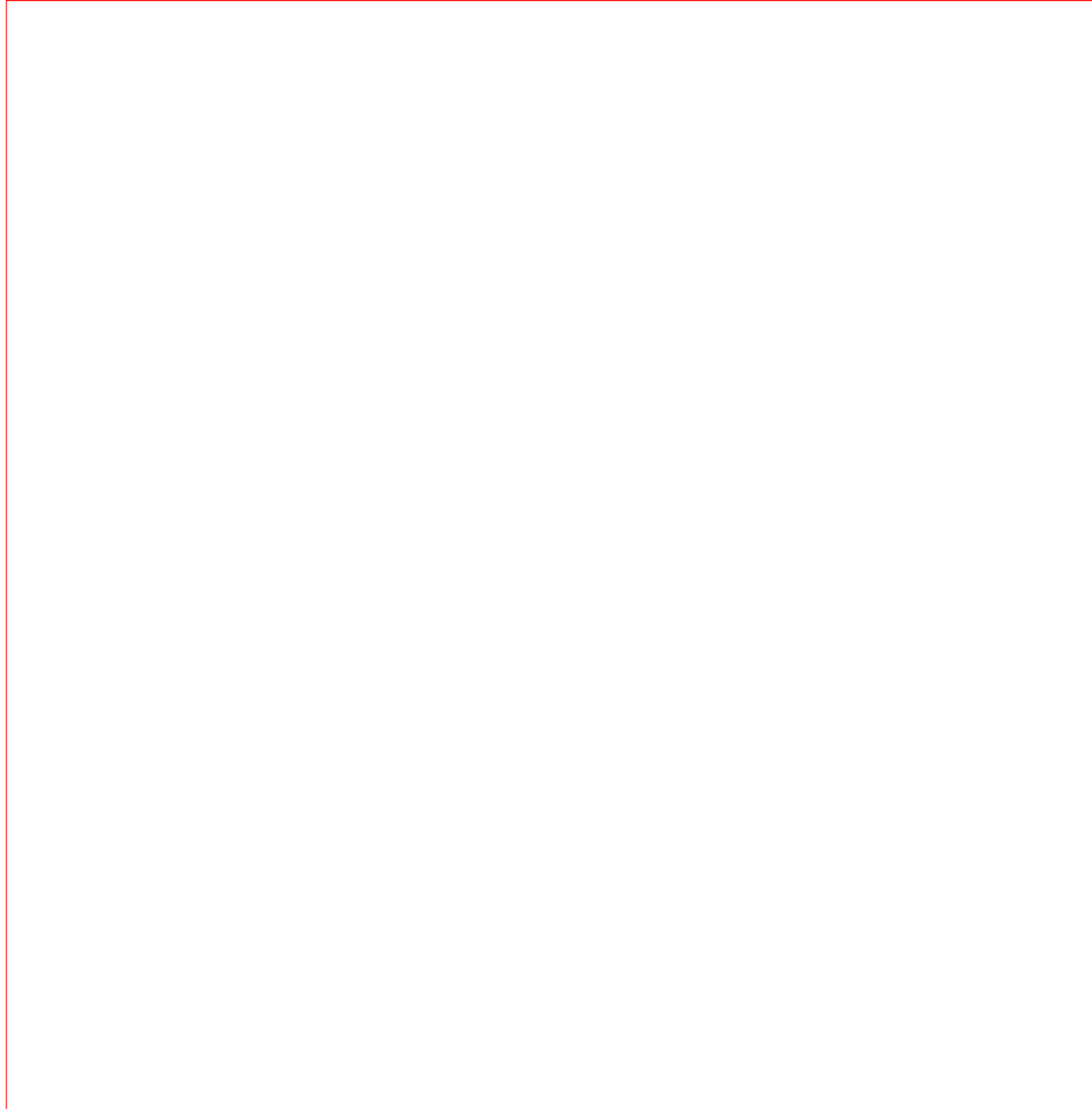
・自衛水防組織を設置したときは、市町村長へ報告が必要です。
・自衛水防組織は自衛消防団が既存である場合は併用しても可能です。
・自衛水防組織活動要領（案）の作成は、国土交通省の「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊（作成支援編・様式編）」を参照してください。

🔍 要配慮者 浸水対策 🔍 「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



施設名	建物階数	浸水深
○○○○	○階	○～○m

- 手順①：洪水ハザードマップを入手してください。
 (洪水ハザードマップは各市町村が作成し、配布または市町村のホームページで公表していますので問い合わせが必要な場合は各市町村の防災担当部局に確認してください)
- 手順②：施設周辺で想定される浸水深を確認してください。
 (浸水深については、「資料2」の洪水浸水想定区域で確認してください)
- 手順③：安全な避難先を設定してください。
 (避難先となる避難所の選定については、下記項目を確認してください)
ハザードマップ、「資料2」洪水浸水想定区域などで浸水が想定されていない。
避難者全員が収容できる十分な広さがある。
避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。
- 手順④：施設周辺の避難経路図を作成してください。
 <作成手順1>避難経路図のベースとなる図面を作成する。
 <作成手順2>貴施設と避難場所に印をつける。
 <作成手順3>貴施設から避難場所までの避難経路を書き込む。(複数経路を記入)
 <作成手順4>避難経路図を基に避難場所や避難経路の安全性を確認する。
- ※ 屋内安全確保の場合は、円滑に避難できるよう、必要に応じて、フロアマップ等を用いて避難経路を記載して下さい。

【留意事項】

円滑な避難が図れるよう、「利用者緊急連絡先」、「緊急連絡網」及び「外部機関等の緊急連絡先一覧表」を作成のうえ施設に備え付けてください。(既存資料の活用でも可。なお、市町村への提出は不要。)

詳しい避難経路図の作成手順については、国土交通省の「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊(作成支援編・様式編)」を参照してください。

「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」